1　品種登録の番号　第20925号
2　品種登録の年月日　平成23年8月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Schlumbergera Lem.
4　登録品種の名称　ロココTOKAI
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　石田正幸　愛知県稲沢市祖父江町祖父江南方19―1
7　出願公表の年月日　平成21年2月23日

1　品種登録の番号　第20926号
2　品種登録の年月日　平成23年8月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　YE004
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　タキイ種苗株式会社　京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地
7　出願公表の年月日　平成19年12月5日

1　品種登録の番号　第20927号
2　品種登録の年月日　平成23年8月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　ダフニス
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成20年7月28日

1　品種登録の番号　第20928号
2　品種登録の年月日　平成23年8月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　デュネ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成20年8月26日

1　品種登録の番号　第20929号
2　品種登録の年月日　平成23年8月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zantedeschia Spreng.
4　登録品種の名称　HOT PINK BLZ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Bloomz Ltd. 421 Joyce Road, RD 3 Tauranga 3021, New Zealand
7　出願公表の年月日　平成21年2月3日

1　品種登録の番号　第20930号
2　品種登録の年月日　平成23年8月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　たちぴりか
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1、地方独立行政法人北海道立総合研究機構　北海道札幌市北区北19条西11丁目1番地9
7　出願公表の年月日　平成21年8月18日

1　品種登録の番号　第20931号
2　品種登録の年月日　平成23年8月9日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　Ho90
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　茨城県つくば市観音台三丁目1番地1、地方独立行政法人北海道立総合研究機構　北海道札幌市北区北19条西11丁目1番地9
7　出願公表の年月日　平成21年8月18日

○農林水産省告示第千四百九十五号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

卸売の業務を廃止した卸売業者の名称　東京大田魚市場株式会社

卸売の業務を行っていた市場　東京都中央卸売市場大田市場

取扱品目の部類　水産物部

廃止の年月日　平成二十三年六月三十日

○農林水産省告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町物見字毎見下谷一七四五、一八一三の一、字毎見一八一一の一、一八一一の二八、一八一一の三〇、一八一一の三七、一八一一の四六から一八一一の四九まで、一八三〇の一、一八三〇の九、一八三〇の一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町西川字森ノ奥六六〇の一、六六一から六六四まで、六九八から七〇一まで、七〇二の一、七〇三の二、七〇三から七一一まで、字桂六六七の一、六六七の二、六九五の一、六九五の三から六九五の一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字森ノ奥七〇二の一・七〇三から七〇五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町西峰字長瀬川二三九九の一、二三九九の二、二四〇三の一、字轟三九三五の一、三九三七の一、字金剛三九三八の二、字キヌガウチ四〇九一、字打置四〇七四、字山ノ神四一三二の一（次の図に示す部分に限る。）、四一四四の四、字ヨメガシワ一一五〇、一一五二、一一五四の二、四一五二の二、字カヤノ畝一一五五から一一五九まで、字カモ荒四二三四の五、四二三四の一三、四二三四の七五、四二三四の一三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長瀬川二三九九の一・二三九九の二・二四〇三の一・字轟三九三五の一・三九三七の一・字金剛三九三八の二・字キヌガウチ四〇九一・字打置四〇七四（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字山ノ神四一三二の一、字トドロノ向イ一〇九四・四一四二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一四二の三、字